

四日市市告示第136号

四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月23日

四日市市長 森 智広

四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱（平成31年四日市市告示第302号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の申請は、1事業者につき、年度内に2回までとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、第12条の規定を除き、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の申請は、1事業者につき、年度内に2回までとする。ただし、参加対象が同一のフェアについては年度内に1回限りとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、第12条の規定を除き、<u>平成34年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

電話番号 ()

四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付申請書

四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 出展の内容

1 実施機関	
2 フェア名	
3 期 間	
4 開催場所	
5 対象者	

3 添付書類

・収支予算書

・事業者の概要

（資本金、従業員数、事業の概要等がわかるもの、会員名簿等）

・完納証明書

第4号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

電話番号 ()

四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号 で交付決定通知のあった四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金について下記のとおり計画を変更したいので、四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 実施機関・フェア名

2 補助金変更申請額 金 円

3 変更の理由

4 変更の内容

5 添付書類

・変更収支予算書

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

電話番号 ()

四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた四日市市中小企業人材確保支援事業を完了したので、四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 実施機関・フェア名
- 2 来訪者数
- 3 出展の効果
- 4 添付書類
 - ・ 収支決算書
 - ・ 領収書の写し
 - ・ W e b 掲載のわかるもの
 - ・ パンフレットのコピー

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

（代表者の署名または記名押印）

四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金請求書

四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 実施機関・フェア名

2 補助金額 金 円

<振り込み先>

銀行名 :

支店名 :

口座区分 :

口座番号 :

口座名義 :

（フリガナ） :

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、令和4年3月31日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱(平成31年四日市市告示第301号)	(略)	
四日市市萬古焼でおもてなし事業補助金交付要綱(令和2年四日市市告示第104号)	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考

(略)		
四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱(平成31年四日市市告示第301号)	(略)	
<u>四日市市中小企業人材確保支援事業費補助金交付要綱(平成31年四日市市告示第302号)</u>	<u>第1号様式、第4号様式、第6号様式及び第7号様式</u>	<u>第7号様式については、署名(法人その他の団体にあつては、代表者の署名)をした場合に限る。</u>
四日市萬古焼でおもてなし事業補助金交付要綱(令和2年四日市市告示第104号)	(略)	
(略)		

(商工農水部商工課)